

佐野市スポーツ協会城北支部規約

第1章 総 則

第1条 本支部は佐野市スポーツ協会城北支部と称し事務局を城北小学校内に置く。

第2条 本支部は地区民の体位の向上と親睦、スポーツの振興を図るを目的とする。

第3条 本支部は次の町会をもって組織する。

- (1) 安良町（安良町下、安良町上、七区）
- (2) 内堀米（内堀米、横手）
- (3) 朱雀（朱雀）
- (4) 菊川（菊川）
- (5) 奈良淵（奈良淵、田之入）
- (6) 城東（城東）
- (7) 城西（城西）
- (8) 天神（天神）

2 本支部に次の専門部を置く。

陸上、 野球、 壮年ソフトボール、 卓球、 バレーボール(男子)・(女子)、
女性バレーボール、 バスケットボール、 弓道、 柔道、 剣道、 ソフトテニス、
射撃、 バトミントン、 テニス、 家庭婦人ソフトボール、 水泳、 ゲートボール、
サッカー、 グラウンドゴルフ、 ゴルフ、 ターゲットバードゴルフ

第4条 本支部はその目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地区民の体位の向上と親睦を図るため各種行事の企画及び実施
- (2) 運動競技の普及と指導育成
- (3) 体育思想の振興と体育施設の拡充
- (4) その他目的達成上必要な事業

第2章 役 員

第5条 支部に次の役員を置く。

支部長	1名
副支部長	若干名
会計	1名
監事	2名
常任理事	各町会から1名
専門部長	各専門部から1名

第6条 支部長は支部を代表し業務を総括する。

副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代行する。

会計は庶務及び会計事務に従事する。

監事は会計の監査にあたる。

常任理事は町会を代表し支部の運営並びに各行事に協力する。

専門部長は各専門部を代表し、それぞれの行事の企画実施にあたる。

第7条 役員は役員会に於いて推薦し、総会で決定する。

第8条 支部長は顧問、参与を置くことが出来る。

顧問、参与は支部の重要事項について支部長の諮問に応ずるものとする。

第9条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第3章 会 議

第10条 会議は、総会及び役員会とする。

第11条 総会は役員全員を以って構成し、予算、決算、事業計画、その他運営上必要事項を審議する。

総会には、各町会長を招へいする。

第12条 役員会は通常常任理事以上の役員を以って構成し、行事の運営にあたる。但し、必要に応じ専門部長を招集することが出来る。

第4章 会 計

第13条 本支部の経費は補助金、分担金、寄付金、その他の収入を以ってこれにあてる。

第14条 本支部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日迄とする。

附 則	規約一部改正	平成7年4月1日
		平成9年7月5日
		平成20年5月23日
		平成21年5月27日
		令和3年4月1日